五十六　奄美群島振興に要する経費があること。	国の補助金を受けて実施する奄美群島振興開発特別措置法第八条に規定する交付金事業計画に基づく事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。
五十七　高齢者等の雪下ろし支援に要するる経費があること。	次の算式によって算定した額とする。 算式 （A＋B×0.8）×0.8 算式の符号 A　当該年度の1月31日までの間に当該道府県が行う高齢者等の雪下ろしに係る経済的負担に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B　高齢者等の雪下ろしに係る安全対策に関する普及啓発及び担い手の育成並びに共同して雪下ろしを行う組織等に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

第五条第一項第一号イの表第四号中「前条第一項第一号の表第四十二号」を「前条第一項第一号の表第三十七号」に改め、同表第五号を次のように改める。

五　渇水対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第一号イの表第七号中「前条第一項第一号の表第二十三号」を「前条第一項第一号の表第二十号」に改め、同表第八号中「前条第一項第一号の表第十五号」を「前条第一項第一号の表第二十八号」を「前条第一項第一号の表第二十五号」に改め、同表に次の一号を加える。

十二　高齢者等の雪下ろし支援に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第一号ロの表第二号中「前条第一項第一号の表第三号ニ」を「前条第一項第一号の表第二号ニ」に改め、同表第五号を次のように改める。

五　文化財の災害復旧に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

第五条第一項第二号の表第二号中「前条第一項第一号の表第五号」を「前条第一項第一号の表第四号」に改め、同項第三号イ中「第二号、第六号、第十二号、第十六号、第二十三号、第二十七号及び第三十九号」を「第四号、第十号、第十四号、第十七号、第二十号、第二十四号、第三十四号及び第四十五号」に改め、同号イの表中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、同表第五号中「特殊地下壕対策事業」を「特殊地下壕等対策事業」に、「前条第一項第一号の表第十八号」を「前条第一項第一号の表第十五号」に改め、同号を同表第三号とし、同表中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同表第九号中「前条第一項第一号の表第十四号」を「前条第一項第一号の表第十一号」に改め、同号を同表第七号とし、同表中第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同表第十二号中「前条第一項第一号の表第十七号」を「前条第一項第一号の表第十四号」に改め、同号を同表第十号とし、同表第十三号中「前条第一項第一号の表第二十号」を「前条第一項第一号の表第十七号」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第十四号中「前条第一項第一号の表第二十一号」に改め、同号を同表第十二号とし、同表中第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、同表第十七号中「前条第一項第一号の表第二十六号」を「前条第一項第一号の表第二十三号」に改め、同号を同表第十五号とし、同表中第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を削り、同表第二十一号中「前条第一項第一号の表第二十九号」を「前条第一項第一号の表第二十六号」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第二十二号中「一六、五八〇円」を「一五、五六〇円」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十三号を同表第二十号とし、同表第二十四号中「前条第一項第一号の表第三十号」を「前条第一項第一号の表第二十七号」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十五号中「前条第一項第一号の表第三十二号」を「前条第一項第一号の表第三十三号」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第二十六号中「前条第一項第一号の表第三十三号」を「前条第一項第一号の表第三十号」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表二十七号中「前条第一項第一号の表第三十四号」を「前条第一項第一号の表第三十一号」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第二十八号を削り、同表第二十九号中「前条第一項第一号の表第三十六号」を「前条第一項第一号の表第三十二号」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第三十号中「前条第一項第一号の表第三十七号」を「前条第一項第一号の表第三十三号」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表第三十一号を削り、同表第三十二号を同表第二十七号とし、同表第三十三号中「〇・五一」を「〇・四九」に改め、同号を同表第二十八号とし、同表第三十四号中「当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数が、総務大臣が定める算定方法によつて算定した」を「当該年度の四月一日現在における非常勤消防団員の数が、総務大臣が定める算定方法によつて算定した数又は前年度の四月一日現在における非常勤消防団員の」に改め、「（当該額が一〇、〇〇〇、〇〇〇円を超える場合には、一〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）」を削り、同号を同表第二十九号とし、同表第三十五号中「前条第一項第一号の表第三十九号」を「前条第一項第一号の表第三十四号」に改め、同号を同表第三十号とし、同表中第三十六号を第三十一号とし、第三十七号を第三十二号とし、同表第三十八号を次のように改める。

三十八　傷病者の搬送・受入れに係る実施基準掲載医療機関に対する助成に要するる経費があること。	実施基準掲載医療機関に対する助成を行う市町村について、次の算式によつて算定した額（複数の実施基準掲載医療機関に助成を行う市町村にあつては、医療機関ごとに次の算式によつて算定した額の合算額）とする。 算式 A×α 算式の符号 A　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額（当該額が20,000,000円を超えるときは、20,000,000円とする。） イ　過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項又は第33条第1項に規定する過疎地域である市町村（以下この号において「過疎市町村」という。）以外の市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査し又は実施基準掲載医療機関により受け入れた傷病者数として総務大臣が調査した数に13,000円を乗じて得た額（同一の実施基準掲載医療機関に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該額を当該市町村の助成の額で按分して得た額）のうちいずれか少ない額 ロ　過疎市町村　実施基準掲載医療機関に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）（指定都市以外の市町村にあつては、0.8とする。）